

令和4年度 第1回甲賀市総合教育会議 次第

・日 時 令和4年(2022年)8月10日(水)

13:30～15:00

・場 所 甲賀市役所4階 教育委員会室

1. 開 会

甲賀市市民憲章唱和

2. 挨拶

3. 協議事項

【議題1】コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の推進について

4. 事務連絡

5. 閉 会

【配付資料】・資料 1 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の推進について
「これからの学校と地域」リーフレット
貴生川小学校と土山小学校の取組資料
・資料 2 甲賀市総合教育会議構成員名簿
・資料 3 甲賀市総合教育会議設置要綱

甲賀市市民憲章

わたしたちは「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」
を目指して、この憲章を定めます。



あふれる愛に
あなたも仲間
いろどる山河と
生きいき文化
こぼれる笑顔に
たえる安心
うみだす活力
受けつぐ伝統
かがやく未来に
鹿深の夢を

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の推進について

1. 事業趣旨

未来を担う子どもたちの成長を支え、「社会に開かれた教育活動」を実現するためには、地域と学校が連携・協働し、社会総がかりで教育を行う体制を構築することが必要である。これからは、「開かれた学校」から更に前進し、学校の目標やビジョンを地域住民と共有し地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」への転換が重要である。

そのため、子どもたちの教育活動等を一層充実していく観点から、幅広い地域住民等の参画により、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創生する活動（地域学校協働活動）を推進する。

(1) コミュニティ・スクール＝学校運営協議会を設置した学校

法律に基づき教育委員会により任命された委員が、一定の権限を持って、学校運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関である。

※ 関係法令：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5

(2) 地域学校協働活動

地域住民、学生、保護者、NPO、企業、団体等の幅広い地域の皆様の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動である。

※ 関係法令：社会教育法第5条第2項、第6条第2項、第9条の7

(3) 地域学校協働本部

地域と学校の連携体制を基盤として、より多くのより幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する組織である。

【参考】県内の状況（令和4年度7月現在）

県内小学校220校、中学校93校

コミュニティ・スクール小学校146校(66.3%)中学校54校(58.0%)

地域学校協働本部数 小学校121校(55.0%)中学校45校(48.3%)

【参考】市内の状況（令和4年度7月現在）

市内小学校21校、中学校6校

項目/学校名	貴生川小	土山小	水口小	伴谷小	佐山小
CS設置状況	済 (R3)	済 (R3)	済 (R4)	済 (R4)	未
CS委員数	10	15	15	11	未定
本部設置状況	済 (R4)	済 (R4)	済 (R4)	済 (R4)	未
推進員数	1	1	2	2	1 (予定)

CS…コミュニティ・スクール

CS委員…学校運営協議会委員

推進員…地域コーディネーター

*4/6甲賀市地域学校協働活動推進員6名の委嘱状交付式を実施

*4/6令和4年度第1回甲賀市地域学校協働活動連絡会を開催

年間3回程、甲賀市地域学校協働活動連絡会の開催予定

(次回、8月31日に開催予定)

各本部の情報共有の場や実績報告や評価、次年度の計画も含め開催する。

【参考資料】

土山小学校・貴生川小学校の取り組み状況

2. 郷土を愛し担い手となる地域の子どもを育てるために

『地域学校協働活動の推進により、それぞれの地域の未来を担う子どもたちが、地域の方々に見守られ、支えられながら、豊かな学びや体験の機会を得て健やかに成長していくことは、地域に愛着を持ち、地域に貢献したいと考える人材の育成につながります。

また、地域学校協働活動を通じて、子どもと大人が共に学び、地域の未来について考えることは、子どもたちの学びと成長のみならず、地域で暮らす大人たちの学びの成果の活用や生きがいつくりにもつながります。

地域学校協働活動の推進を通じて、地域の未来を担う人材を育成し、学びと社会参画の好循環を生み出すことは、地域全体の教育力を強化し、持続可能な地域社会の発展や活性化を推進するための大きな原動力となるはずです。』

※社会教育委員の会議からの提言書「地域学校協働活動を推進するために」抜粋

甲賀市総合教育会議構成員名簿

氏 名	役 職	備 考
岩 永 裕 貴	市 長	議 長
西 村 文 一	教育長	
松 山 顕 子	教育長職務代理者	
野 口 喜 代 美	委 員	
山 脇 秀 錬	委 員	
藤 田 浩 二	委 員	

※甲賀市総合教育会議設置要綱第3条に基づく

甲賀市総合教育会議設置要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第1条の4第1項の規定に基づき、市の教育に資するため、甲賀市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 総合教育会議は、次に掲げる事項に関する協議及びこれらに関する事務の調整を行う。

- (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関すること。
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関すること。
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること。

(組織)

第3条 総合教育会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(招集)

第4条 総合教育会議は、市長が招集し、総合教育会議の議長となる。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると考える場合には、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

(調整結果の尊重)

第5条 市長及び教育委員会は、総合教育会議における事務の調整の結果を尊重しなければならない。

(意見聴取)

第6条 総合教育会議は、第2条の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は総合教育会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(議事録)

第8条 市長は、総合教育会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条ただし書の規定により総合教育会議を非公開としたときは、公表しないものとする。

(庶務)

第9条 総合教育会議の庶務は、総合政策部政策推進課において行う。ただし、総合教育会議に関する事務を教育委員会事務局に補助させることができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

付 則

この告示は、告示の日から施行する。